

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 252123
地域名 (地域内農業集落名)	今津地域 上弘部地区 (上弘部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。
すでに多くの農地をアグリ組織に委託しており、今後も集積を進めていく。
検討中の農地もあるため、集落での話し合いを継続していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培を中心としながら、麦・大豆などの栽培にも取り組み、収益増加を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃借を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

助成金、融資等を利用し用排水路の維持管理を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害の防止に向け、集落による獣害防止柵の補修点検及び周辺林地や農地の環境点検整備を定期的に行う。

⑦⑧中山間地域等直接支払制度等を活用して農道や水路及び獣害防止柵等を共同活動により保全、管理する。